

平成27年8月24日

答申第578号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成24年度関連団体との取引一覧表」の「随意契約によることとした理由」に「NHKの経営方針の理解が必要」「NHKの業務や性格をよく理解していること」などと記載されているが、「業務委託契約要領」の「2. 受託者の選定」には該当する事項の記載がないとして、「① 経営方針や業務の性格等を理解するために最低限必要としている具体的内容」、「② 業務の受託を希望する業者等に対して①で求めている事項を提示または公表しているのであれば当該文書名（放送法、経営計画、年度予算書等）」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

業務委託契約にあたり、NHKの経営方針や業務の性格等の理解について具体的に定めた文書は存在しないため、開示することができない。

なお、業務委託契約での受託者選定にあたり、受託者がNHKの経営方針や業務の性格等について理解していることが必要であることは、「業務委託契約要領」で定める随意契約の要件のうち、「公共放送サービスの質を確保するため、当該業者のノウハウを活用することが不可欠な場合」に該当する。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年8月24日（第222回審議委員会）

第597号諮問、審議、答申